

介護施設の労働災害防止について

**10月10日は
てんとう
転倒予防の日**

滑り つまづき 踏み外し

介護中の転倒に要注意

10月10日は
転倒予防の日



数字で見る
社会福祉施設での転倒
労働災害の
うち転倒
約 **4割**

休業1か月以上
約 **6割**

女性
約 **9割**

50代以上
約 **8割**

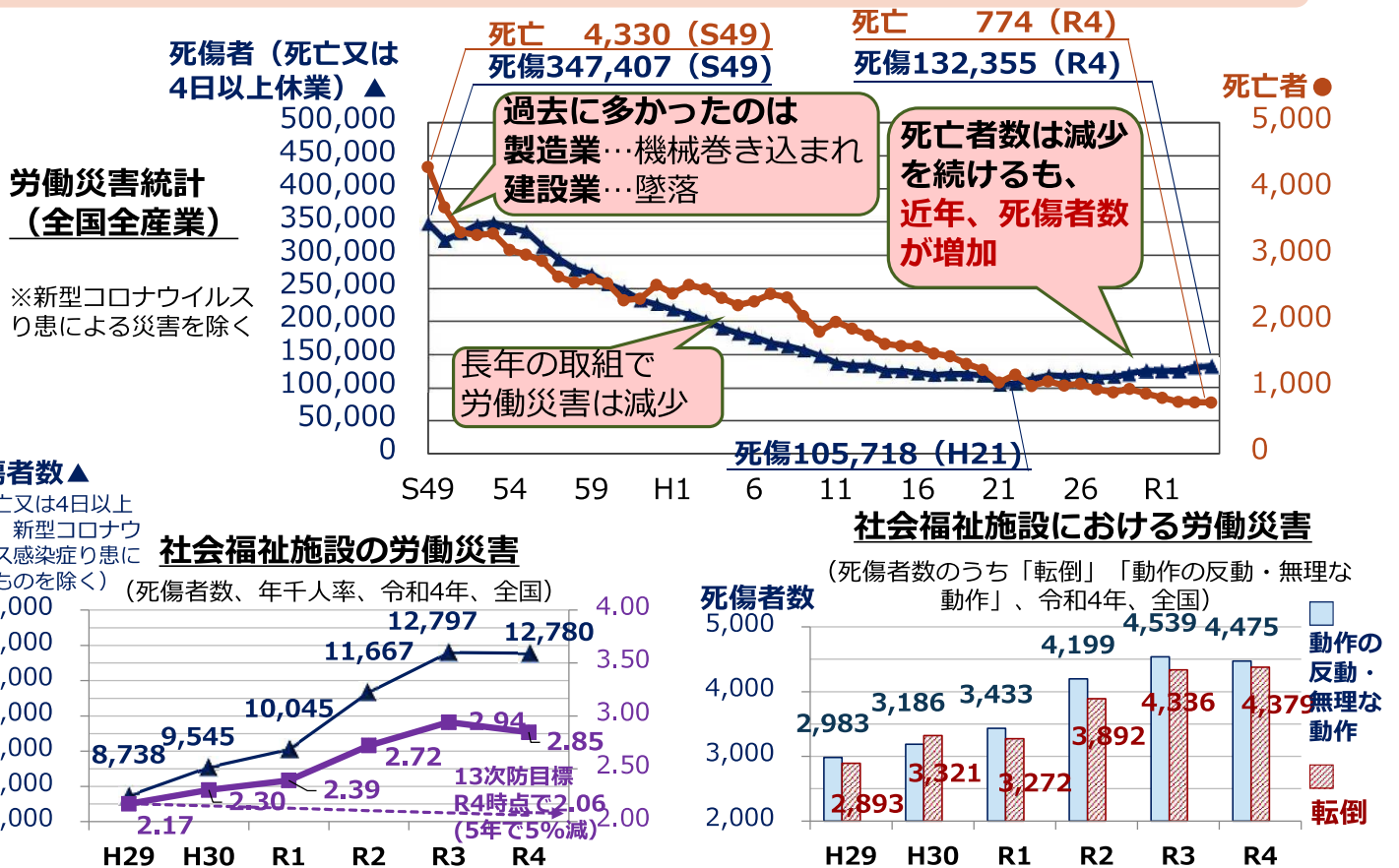
出典：令和元年 労働者健康被害報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品（東海康・811賞） 厚生労働省 日本転倒予防学会

京都労働局 〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地

お問い合わせ先 労働基準部健康安全課 075-241-3216

① 労働災害が増加に転じる



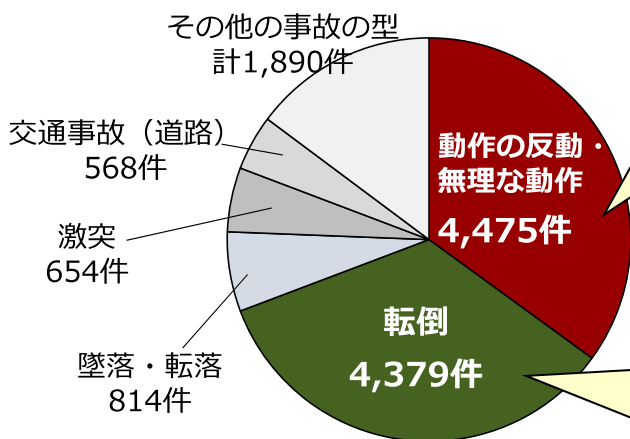
- 近年「社会福祉施設」「小売業」「飲食業」を中心とした第三次産業の増加傾向が強い
- 労働者の高年齢化が影響、「転倒」「動作の反動・無理な動作 (=腰痛など)」が増加

② 作業行動に起因する災害（転倒・腰痛）が多い

社会福祉施設で多い労働災害			
転倒	無理な動作	墜落・転落	その他
急いでいる時や両手で荷物を抱えている時などに、放置された荷物や台車に「つまずく」、濡れた床で「滑る」など	「無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりする際、 腰痛 になる、筋を痛める、くじくなど	「脚立やはしごの上でバランスを崩して落ちる」、「階段で滑り落ちる」など	「交通事故にあった」「台車運搬中扉に当たった」など

社会福祉施設における労働災害

（全国、社会福祉施設、令和4年、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く）



動作の反動・無理な動作

新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く全体の

35%



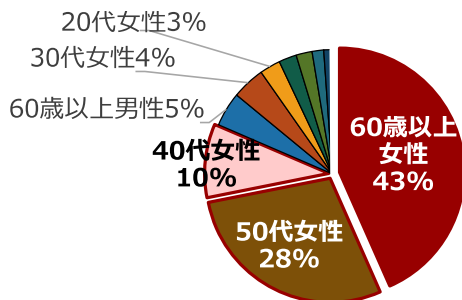
転倒

新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く全体の

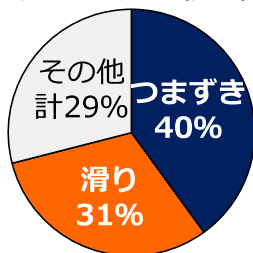
34%



社会福祉施設における転倒災害の
性別・年齢別内訳（全国、令和3年）



社会福祉施設における
転倒発生の類型（同上）



年齢が上がると労働災害が起こりやすい
（筋力、視力が低下）

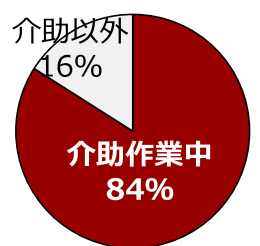
女性の方が労働災害が起こりやすい
（一般的に男性より筋力が低い）
女性の方が休業が長引きやすい
（女性のほうが骨粗鬆症が多い）

社会福祉施設の休業4日以上[※]の転倒災害
（全国、令和3年）では、平均休業日数**44日**
＝ **復帰まで平均6～7週間**

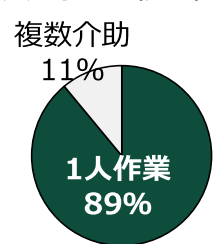
労働者が被災 → **大きな人手不足を招く**
↓
多忙となりさらに労働災害が起こる悪循環

労働者の高齢化にも対処しつつ、職場改善を
進めないと**サービスが提供できない**

4
社会福祉施設における
腰痛災害の発生作業
（全国、令和元年分析）



介助作業中の
災害内訳（同上）



京都労働局 転倒災害防止特設ページ



京都労働局特設ページでは、各社の転倒災害防止対策事例を収集し、事例集として掲載しています。

また、皆さまの事業場で取り組んでおられる具体的な対策事例を募集しております。

京都労働局 転倒災害

検索

③ 災害原因と対策を考える

◎ **転倒・腰痛の主な原因・対策**は、以下のようなものがあります。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

□ (なし)	何もないところ でつまずいて転倒、足がもつれて転倒（つまずきのうち33%）	▶転倒や怪我をしにくい 身体づくり のための運動プログラム等の導入（★） ▶走らせない、急がせない仕組みづくり	 
□ 	通路の 段差 につまずいて転倒（同15%）	▶事業場内の通路の 段差の解消 （★） ▶段差の「見える化」 ▶送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起	
□ 	設備、家具など に足を引っかけて転倒（同12%）	▶設備、家具等の 角の「見える化」	
□ 	利用者の車椅子、シルバーカー、杖など につまずいて転倒（同8%）	▶介助の周辺動作のときも 焦らせない 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ	
□ 	作業場や通路以外の 障害物（車止めなど） につまずいて転倒（同7%）	▶適切な 通路の設定 ▶敷地内駐車場の 車止めの「見える化」	
□ 	コードなど につまずいて転倒（同5%）	▶労働者や利用者の転倒原因とならないよう、 電気コード等の引き回しのルール を設定し、労働者に徹底させる	

※ （★）について、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）の対象となりえます（最終ページ参照）

労働者数が概ね100人未満の事業場は、無料で安全衛生の専門家のアドバイス（訪問支援）が受けられます

中央労働災害防止協会 中小規模事業場安全衛生サポート事業



「滑り」による転倒災害の原因と対策

□ 	凍結した通路等 で滑って転倒（滑りのうち24%）	➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）	
□ 	浴室等の水場 で滑って転倒（同23%）	➢ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★） ➢ 滑りにくい履き物を使用させる ➢ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置	
□ 	こぼれていた水、洗剤、油等 （人為的なもの）により滑って転倒（同21%）	➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放	
□ 	雨で濡れた通路等 で滑って転倒（同11%）	➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う ➢ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起	

腰痛災害の原因と対策

□ 	取り扱う重量が 重すぎる	➢ 一人介助の禁止、取り扱い重量の制限 ➢ 最新機器（リフト等）の導入（★）	
□ 	姿勢が悪い （体をひねる、反る、前かがみになる、中腰になる）	➢ 作業スペースの確保 ➢ 作業姿勢（荷に近づき、しゃがんで抱え、膝を使って垂直に持ち上げる）の手順化・教育	

設備対策のほか、以下のような**ソフト対策（管理的対策、身体機能維持）**にも取り組みましょう。

4S活動（以下をルール化し々実行）

整理：不要物を撤去・廃棄
整頓：道具や荷をあるべき場所に収納・整列、すぐ使用可能に
清掃：汚れたものをきれいに
清潔：きれいな状態を維持

KY活動 日々の作業前に**どんな危険が潜んでいるか**話し合い、危険への**対策を決めて作業**



転倒・骨折リスク対策

・身体機能チェック ・骨粗鬆症検診



転びの予防体力チェック ロコチェック 内閣府ウェブサイト

◎ 転倒防止は靴だけでも違いが出ます。

【作業に適した靴】

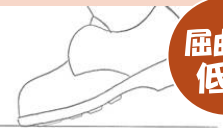
① 靴の屈曲性がある

屈曲性
あい



▲接地面が大きく安定

屈曲性
低い



▲接地面が小さく不安定

② 靴が重たくない

③ 靴の重量バランスが良い

※ 先芯が樹脂製のものがおすすめ

バランス
良い



▲安定して歩行

バランス
悪い



▲つま先が下がり、
つまずきやすい

④ つま先部が一定程度高い

⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス

たいかつせい

つま先
高



▲少しの段差で
つまずきにくい

つま先
低



▲摺り足となり少しの
段差でつまずきやすい

底がすり減ると耐滑性が失われ滑りやすくなるので、**定期点検・交換**しましょう。

転倒予防・腰痛予防については、厚生労働省「転倒予防・腰痛予防の取組」のページをご参照ください。

対策内容等が書かれた参考資料、ポスター、転倒腰痛予防のための体操動画などが掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

厚生労働省 転倒 腰痛

検索



こちらも
ご覧ください

●安全衛生関係の主な制度・施策紹介

安全・衛生

検索

●パンフレット一覧

安全 パンフ

検索

④ 高年齢労働者が働きやすく

高年齢労働者の就労が一層進むと見込まれる中、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、**エイジフレンドリーガイドライン**が策定されています。

高年齢労働者 安全衛生対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html 参照

「エイジフレンドリー補助金」も設けられています。

※ **令和7年度も実施予定です。募集開始は今後ホームページで公表**されます。

※ **以下は、令和6年度の制度概略です。**

エイジフレンドリー補助金



中小企業が高年齢労働者のため行う安全衛生対策に補助を行うものです。

1 労働保険に加入し、60歳以上の労働者を常時雇用している以下の中小企業が対象となります。

企業全体の主たる業種		対象となる企業（中小企業）の要件
小売業	小売店、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	企業全体の常時使用労働者数50人以下または資本金（もしくは出資の総額）5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	企業全体の常時使用労働者数100人以下又は資本金（もしくは出資の総額）5,000万円以下
卸売業	卸売業	企業全体の常時使用労働者数100人以下又は資本金（もしくは出資の総額）1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	企業全体の常時使用労働者数300人以下又は資本金（もしくは出資の総額）3億円以下

2 働く高齢者を対象する改善対策に要する費用を対象（補助率50%、最大補助額100万円）とします。

- ・ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ・ 高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育
- ・ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

3 着手前の申請・審査で対象となるか決定されるため申請すれば必ず対象となるものではありません。